

## マックス・ウェーバーの「ライヒ 大統領」論の一側面

英 明

周知のように、ナチ独裁政権とその指導者国家論の盛衰をまのあたりにした第二次大戦後、多かれ少なかれこの歴史的体験に触発されて、政治家としてのマックス・ウェーバーに関する批判的研究が現われている。<sup>(1)</sup>大きく見れば、それらの研究を共通して支えているのは、あの悪名高い「ドイツ的国家理念」に対する批判意識から、遡源的に、ウィルヘルム時代のドイツ政治に即してウェーバーの政治的立場、政治思想をあらためて検討し、歴史的に評価しようとする問題志向であるといえよう。あたかも今日のドイツ現代史研究においてドイツ自由主義の歴史的位置づけやワイマル共和制史などが重要問題に数えられているのとも並行して、それらの新しい視角からの研究は、ウェーバーの政治思想の解明に大いに貢献している。しかしその反面では、最近のモムゼンの画期的な研究にも見られるように、やや性急な批判の傾向のあることも、また否めないように思わ

れる。<sup>(2)</sup>それは、究極的には右のような批判の姿勢からくる評価の視点に関わるものであろう。

それらの研究に共通したもつとも基本的な批判点としては、次の諸点が指摘できよう。(一)ウェーバーの国民主義の立場、権力国家ないし「帝国主義」思想に対する批判。(二)この価値理念に制約された議会民主制論と、それを特徴づけている「カリスマ的指導者」理念に対する批判。および、以上と関連して、(三)「政治」と「倫理」の二元論的把握に含まれる「マキャヴェリズム」の問題性の指摘が、それである。

もちろんこれらの問題点のすべてを取り上げることは不可能だから、ここでは第二の問題のほんの一端について、若干の考察を試みたい。先の諸研究において、「カリスマ的指導者」論は政治領域に「非合理主義」や「権威主義」の契機を挿込むものとして、批判されている。<sup>(3)</sup>「指導者民主制」の中核をなす「ライヒ大統領」の構想は、ワイマル共和制における「国民投票」による大統領の地位強化に影響を及ぼしたとされているから、<sup>(4)</sup>そういう批判の歴史的根拠もとにかく存在するように見える。しかし、たとえばウェーバーが国制改革問題を「近代合理的形式の国家意志形成」の問題として論じ、あるいはまた「悪しきデマゴグの排除」を考えていることだけからみても、その後の歴史的影響の問題は一応別として、彼が本来いかなる意図をもってそうした構想を打出したのかについて素描を試みることは、無意味でないと思われる。

(一) Mayer, J. P.: Max Weber and German Politics,

London 1944, 2. rev. ed. 1956, Lukacz, G.: Die Zerstörung der Vernunft, Berlin 1954, Winckelmann, J.: Legitimität und Legalität in Max Webers Herrschaftssoziologie, Tübingen 1952, Mommsen, W. J.: Max Weber und die deutsche Politik 1890~1920, Tübingen 1959 など。なお戦前のものだが、Meinecke, F.: "Drei Generationen deutscher Gelehrtenpolitik," (H. Z. Bd. 125, 1922)

(2) キムゼンの場合については拙評(一橋論叢48巻1号)を参照されたい。

(3) Vgl. z. B., Mommsen, a. a. O., S. 200 ff., 389 ff., Mayer, p. 96, 102, ルカーチ「前掲書邦訳」下巻一一六頁。

(4) Vgl. Mommsen, a. a. O., S. 377 ff., u. a.——従来比較的漠然と言われていた「ワイマール憲法の成立へのウェーバーの影響を詳細に検討したのは、キムゼンの功績である。彼の結論は、その後の専門的研究によっても確認されるべきである。Vgl. z. B., Fromme, F. K.: Von der Weimarer Verfassung zum Bonner Grundgesetz, Tübingen 1960, S. 36 ff., 26 ff., u. a.

(5) P.S.: S. 252 u. 391; vgl. S. 263 ff., 274 ff., 429 ff.——後の点に関連してだが、ヴィンケルマンやキムゼンは、ウェーバーの「没価値的」な政治社会学によっては「真の民主主義的カリスマ」と「悪しき」それとが識別できない。

と批難している。(Winckelmann, a. a. O., S. 99 ff.; Mommsen, a. a. O., S. 407 ff.) しかして「ウェーバーは《実践》の領域では、きつこう批判と反対のことを意図していた。両者ともウェーバーの価値論の形式的「機能主義」を批判し、そこから、たとえばキムゼンによつては、「ウェーバーの方法論の前提たる「理性的存在としての人間」を指摘するヘンリッヒ(Henrich, D.: Die Einheit der Wissenschaftslehre Max Webers, Tübingen 1952, S. 3, 105 ff., 48 ff.)とは対照的に、「理性の近きえなら」「非合理的な人格領域」が批判される。(Mommsen, a. a. O., S. 50 u. 70) ケルゼン流に言えば、「民主政治と哲学的相対主義とは適合関係にある。《理論》と《実践》の問題については、金子栄一『マックス・ウェーバー研究』一五九~一六〇頁、安藤英治「マックス・ウェーバーにおける主体の問題」(思想四二三号)を参照。

## 二

ウェーバーは自己の政治的立場を「価値自由」的に自覚し、政治家がその権力をもって献身すべき目標の多元的でありうることを承認している。その上に立って、彼は祖国ドイツという政治的価値財を選んだ。彼の政治的発言は、この前提から、全くニヒテルンな即物性、および徹底した首尾一貫性をもって引出されている。マイネッケは、この点に、ウェーバーの「ドイツ学者政治」の流れと調和しない「特異さ」を見出した。

認識者として現世における客観的・普遍妥当的道德の支配を相対化し、人間の社会的存在における《闘争》と《支配》の事実を強調するウェーバーは、政治家としては、一切の政治の本質を《権力》に求め、そして世界政治におけるドイツの権力国家的妥当のみを目標とした。<sup>(3)</sup>「国内体制問題に対する対外政策の優位への固執」(マイネッケ)。その場合、彼にとって国家形態の問題は、こうした目標、「国民が直面している即物的な世界政策・文化政策的な諸課題に即して」そのつどの歴史状況に適応すべき「ニュヒテルな国家技術上の問題」<sup>(4)</sup>であった。国内政治問題に対する即物的・《合理主義》的考量が、そこから帰結されている。

一九一七年の「七月危機」前後から、国内政治体制に対する憂慮と鋭い批判が民主化および議会制化の要請となって現われたとき、ウェーバーは「最近の十年間の経験から」、「我国における従来の国家意志形成や政治経営のあり方では、いかなる目標をおくにせよ、いかなるドイツの政策も挫折を余儀なくされるだろうという確信」を抱いていた。旧支配体制(ドイツ外交の挫折の原因をウェーバーがそこに見た、政治的ディレクタントたるカイゼル、無責任な官僚政治支配とそれの温床たるプロイセン三級選挙制)に対する批判から国制改革問題を初めて体系的に論じた『議会と政府』論文の諸問題と、そこで駆使されている政治社会学の諸概念を立入って考察することはここでは不可能だから、さしあたり、次のことを指摘するにとどめたい。この論文の段階では、現実主義的考量からモナルヒストであり

続けたウェーバーは立憲君主制を前提として論じていること、および民主制、議会制の論じ方を支えている彼のナシヨナリスティックな関心、である。

後者の問題についてかんたんに概観すれば、すでに近代西欧の「人権」思想を歴史的に相対化し去ったウェーバーにとって<sup>(5)</sup>は、民主化は「普通平等選挙権」の問題であって人間の「自然的《平等》」の理論とは何ら関係がない。<sup>(6)</sup>投票権の平等性は、現代の社会秩序が存続する限りは完全には除去されない《不平等》(「所有」および「教養身分」のそれ)によって分裂した私生活領域をカヴァーする、《国民》の統一性の表現であり、「社会的不平等状態に対する対抗勢力」である。それは「支配国民」(«Herrenvolk»)たるべきドイツ国民に「先進諸国民なみの政治的自由」を保証するほかに、なによりもまず「第三級の階層」が平等の権利で国政に参加するチャンスを開き、彼等を「ナシヨナリズムの担い手」とすることによって、戦時中に内的分裂の危機にさらされ始めた「国民の統一化」を回復しようとする意図にもとづいている。したがってそれは、「国家から、自由のみを要求する古びた消極的な民主制」ではない。彼においては「政治的共同態」たる国民の単なる生存のみならず、その「子孫に対する歴史的責任」が、これらの問題の「上位に立つ」死活問題であった。<sup>(7)</sup>

議会制については、ひとつには政治社会学者たる彼の「民主制の限界」の認識があるが、そのほかにもこの時期の君主制への顧慮が加わっている。すなわち、現代国家の君主は本来的な

政治家」たりえず、専門官吏階層勢力の対抗物とも統御手段ともなりえない。ことにドイツでは、その外交政策が示すように、「政治指導に対する純個人的・情緒的 $\parallel$ 非合理的な気分の影響力」という点では、「階級選挙制をもって統治する君主制国家」はその《レコード・ホールダー》である。他方、現代社会における都市大衆の形成が、「街頭政治」的伝統に欠けまた生活の微温的なドイツでは、政治における情緒的 $\parallel$ 非合理的要素の支配の可能性を増大させている。大衆民主制のこの《危険》に比べれば、産業プロレタリアートは「合理的に思惟する政治家による秩序づけと統一的指導の可能な勢力」であり、またそういう《危険》は「君主の情緒的性格」のそれよりは遙かに少ないが、大衆民主制自体も君主と同じく官僚支配の対抗勢力たりえない。それ故、この《上から》と《下から》の情緒的動機の影響をできるだけ弱めることが、議会制（議会指導者層による政治の秩序あり責任ある指導の創出）要求の「最強の論拠のひとつ」である。この意味で、議会制の政治的目的は「議會を指導者のための淘汰場とする」にある。ここから生み出される「政治家」は、あくまでも自己の決断、政治的決定に対して責任を負うのであり、職務遂行を義務とする「官吏」とはその責任範疇を異にする。この「政治家」の仕えるべき最高の課題が何であるかは、先にも述べた。「国内政治を、対外政策の諸課題に必要な適応という観点のもとでのみ考える者のみが、国民的政治家なのである。」

以上、ウェーバーの議会議民主制論の一面をやや詳細に述べた

のは、こうした考え方が、やがて敗戦と帝政崩壊ののちに彼が「国民投票にもとづいて選出されるライヒ大統領」の構想をもって共和制問題を論じた時に、すでにその前提を構成していたと思えるからである。もちろん、現実政治的な諸状況の激変があったが、周知のように、ドイツの世界政策を依然として戦後の国際政治に期待したウェーバーの国民主義の立場は一貫していた。この前提に立って、彼は独特の現実主義的考量のもとで共和制問題を論じたのである。

(1) Vgl. P.S. S. 335/6; W.L. S. 488 ff. u. a.

(2) Meinecke, a. a. O., S. 282 f.

(3) ウェーバーの権力政治の立場自体に関してはひとまず措くとして、モムゼンが強調する彼の権力国家理念の「帝国主義」的《峻烈さ》に関連して簡単に次のことを指摘しておきたい。ウェーバー自身は少くとも所謂「帝国主義」的膨脹政策と権力国家の自己法則的存在形態とを區別して、ザッハリツヒな考察のもとにおいていると思われる。

この認識者の眼で、彼は「自由と平等」の理念に立つ平和主義的・民主主義的な福祉国家を《小国》のみが追求しうる目標であるとし、しかもそれは諸列強の権力政策の均衡を前提としてのみ可能だとしている。また、ドイツの「世界政策」の遂行に際しては、同盟政策ないし協調政策を不可欠と考えていた。政治家ウェーバーの言動に見出される激しさは、彼の祖国感情と、それから先進国（とくにイギリス）に対する後進国意識からくる焦慮と劣等感の反映で

はないだろうか。伝記や書簡や政治論の、またその他の著作には、後者を示す箇所が少なくない。彼の政治論は、ドイツおよびドイツ政治が「先進国なみ」になることを不断に要請するものであったとも言える。国際政治へのポジティブな構想が見られないことから、もちろん、彼の悲観主義的な普遍的観照、ロシアに対する特殊な感情、スラヴとアングロサクソンの世界支配の間に立つドイツの自由文化への確信、徹底した権力国家理念、などの『アプリアリ』の問題は、別に存在するが。(参照箇所省略)

(4) Vgl. P. S.: S. 213, 437, 309, 294, u. a. なお「この『合理主義』の故に、ウェーバーは「ドイツ的国家理念」と対決した。「合目的な国家技術上の諸制度を他の国民と分けもつことになればドイツの本質が危からしめられるなどと妄想できるのは、歎かむしむことだが、Deutschtum が多く固有の力に対する信念の弱さをこかなむ。」(S. 296f.) (この問題については、『ドイツにおける選挙権と民主政治』論文が、特に重要である。)

(5) P. S.: S. 297  
 (6) 「この男(皇帝)」のためにドイツ人が海外で「笑ひ者」になる (P. S.: S. 451) と「どうもどうも言葉がしほしほ見られる。マイネッケは、「ウェーバーの政治的諸要請は全く本質的に「皇帝に対するこうした批判と……憤激と憂慮とから生じた」と指摘する。(Meinecke, a. a. O., S. 274; vgl. Mommsen, a. a. O., S. 157f., 177)

(7) ホイスは、ウェーバーがモナルヒストであったのは、忠誠心やロマンティックからではなく「合目的政治形態」としてであった」と指摘している。(Heuss, T., "Max Weber in seiner Gegenwart." P. S.: S. XLIV) かつ『ヤント・ホイス講演』で「世襲的王朝がドイツ国家にもっとも適合的であり、それは最大限の市民的自由を保証するとともに、フランス的な「サーヘル支配」を押える」と述べられている。("Kapitalismus und Agrarverfassung," Zs. f. d. ges. Statsw. Bd. 108, 1952, S. 438) 帝政崩壊後の『ドイツ将来の国家形態』論文でも「議会君主制は技術的にもっとも適応能力をもつという意味で、最強の国家形態」であると「現在でも考えている」それは「全く急進的な社会民主化」をも妨げるものではない」と指摘されている。(P. S.: S. 437; vgl. 321, 421) ホキムスを例にしたその理由の説明については、W. u. G<sup>4</sup> S. 689 参照。

(8) Vgl. "Zur Lage der bürgerlichen Demokratie in Russland." (Archiv f. Sozialw. u. Sozialpolit. Bd. 22, 1906, S. 348f., S. 280; W. u. G<sup>4</sup> S. 498f.)  
 (9) P. S.: S. 254f. 212f. 239, 276, 394, 297, u. a.  
 (10) Vgl. insbes., W. u. G<sup>4</sup> S. 541f.  
 (11) P. S.: S. 324f., 274  
 (12) P. S.: S. 274f., 391f., 294, 277  
 (13) P. S.: S. 275, 412, 322f., 282

## 三

ウエーバーが「指導者なき民主制」に對置して、彼の「指導者民主制」の構想をポジティブに展開したのは、帝政崩壊後の革命期においてであった。「ワイマール憲法への道の里程標」(モムゼン)となつた『ドイツの将来の国家形態』論文に内包される諸問題や背景をなすドイツ政治状況は余りにも錯綜しているから、ここでは、初代共和国大統領エーベルトの選出後にかかれた『ライヒ大統領』論文とあわせて、われわれの関心からの要点だけをかんたんに指摘しておくにとどめたい。

すでに見たように、ウエーバーの議会制論の中核的問題は、現代大衆民主制における「指導者淘汰のカエサル主義的転換」という認識の上に立って、「機関を伴なう政治指導者」が議会通过して淘汰されつつ、ライヒの責任ある国政指導の地位を獲得することにあった。しかし、「ライヒ大統領」論においては、さきの議会制論における「政治家」、「政治指導者」の問題といくらか次元を異にする面が見られる。ウエーバーにとっては、今や君主に代るべき「国家首長の創出」が問題であつたからである。その場合彼は、議会によって選出されるライヒ首長に對比して、「国民選挙の革命的な正当性に支えられた」ライヒ大統領が前者とは「比較にならぬほど異つた権威をもつ」ことを強調した。そして、この「国民選挙にもとづく大統領は、真正の民主制——それは派閥への無力な自己放棄をではなく、自らの選んだ指導者への服従を意味する——の守護神なのである」と述

べている。

当時のドイツ市民階級の民主主義的勢力において一般にそうであつたのと同じように、ウエーバーが強力な権限をもつ国民投票による大統領を提唱したのは、一方では確かに当時の混乱した政治・社会状況からの「新しいドイツ」再建の問題や、伝統的な「ライヒとラント」問題に集約される統一国家ドイツの錯綜した構造に対する配慮が、そこに働らいていたからであつた。しかし、初めに言及したようなウエーバー批判の問題を考へるとき、彼のこうした構想を半面で支えている思想的契機が問題になつてくる。

ルーデンドルフとの対話に示された《権威》と《服従》の問題は、確かに「権威主義的」と批判されるような面をもっている。しかし、少なくともウエーバーにおいては、それは民主主義の一義的な否定をも意味しないし、国家意志形成の単なる「権威主義的転化」をも意味せず、彼の独特の意味で《合理主義的》であり《民主的》であつたろう。だが、やはり多くの疑問が残る。それらの疑問を考へてゆくには、彼がこの時期にも要請した「政治指導者の淘汰を決定的に共軛するような」《支配国民》への「政治的成熟」の問題、法律違反のあるいは独裁的統治を試みるライヒ大統領に《絞首台となむ》を準備する形式民主主義的な依法精神、「カリスマ」の自己限定的要素(ヴィンケルマン)、などのほかに、究極的にはウエーバーの「政治指導者」論、政党結成のヴォランタリズム、私的資本主義の擁護、等々にも発現している彼の特異な歴史哲学的観照を支える

人格理念の世界にまで遡らなければならぬだろう。そこには、ドイツ社会哲学の伝統がやはりはっきりと痕跡を残しているように思われる。これらの問題は、ここで触れずに終った多くの問題とともに、別の機会に譲らざるを得ない。

(1) Mommsen, a. a. O., S. 326 ff. に詳し。

(2) この転換は、政党における「名望家支配」から、「大衆プロバガンダ」にもとづく「近代政党」組織への転換であり、「農村」から「都市」への政治中心の移行でもある。

(vgl. P.S.: S. 372 ff., 518 ff. 336, 383. u. a.)

(3) P.S.: S. 457 f., 489

(4) Vgl. Mommsen, a. a. O., S. 340f. (Meinecke, a. a. O., S. 277)

(5) LB: S. 701 ff.

(6) P.S.: S. 429 f., 441

(一橋大学大学院学生)